

(第74回定時株主総会「株主総会参考書類」別冊)

第6号議案

当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（第九回買収防衛策）の導入及び第九回買収防衛策の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役会に委任する件

I. 第6号議案の背景事情

当社に対する大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、又は向上させるか否かを判断するためには、当社が永年に亘り築き上げて参りました林業及び総合木質建材製造・住宅設備機器製造の経験、知識及び情報についての適切な理解が不可欠であると考えております。

2026年3月末時点で当社の総株主の議決権数の約19.56%は当社経営者、その資産管理会社等が保有しておりますが、当社の経営方針と異なる大規模買付行為等が行われる場合には、当該大規模買付行為等の条件や大規模買付行為等の後の経営方針等次第では、上記の当社経営者等の議決権保有比率に拘わらず、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を毀損し、ひいては株主の皆様のご共同の利益を毀損する可能性がありますので、当社取締役会は、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に合致するものか否かにつき、慎重かつ十分な検討を行う必要があります。

従いまして、当社に対する大規模買付行為等が行われる場合には、当社取締役会は、かかる大規模買付行為等の是非につき最終的な判断を行う株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる情報等を収集し提供するだけでなく、大規模買付行為等の条件や大規模買付行為等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かを、自ら評価し検討する責務を負っているものと考えております。

そして、かかる評価及び検討の結果、当該大規模買付行為等の条件や大規模買付行為等の後の経営方針等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を損なうものであると判断される場合には、大規模買付行為等に関する提案の内容を改善させるべく当該大規模買付者と交渉することが取締役の責務であると考えております。

加えて、大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を損なうものであると判断される場合には、取締役会としては、当該大規模買付行為等に対して必要に応じて相当な対抗措置を講じるべきであると考えます。

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為等が、一定の合理的なルールに従って行われ、当社取締役会が上記のような責務を果たすために必要な情報、時間及び交渉力を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の

利益を確保し、又は向上させることになるものと考え、当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（第九回買収防衛策）についてご承認をお願いいたしたいと存じます。

具体的には、本定時株主総会においては、(1)当社定款第18条の定めに基づく第九回買収防衛策の導入、及び、(2)当社定款第12条の定めに基づく同防衛策の対抗措置に用いるための新株予約権の無償割当て(決定権限の当社取締役会への委任に関する議案)についてご承認をお願いいたしたいと存じます。詳細は下記Ⅱ.をご参照頂きたく存じます。

株主の皆様におかれましては、何卒、以上の趣旨にご賛同頂き、以下で詳細を記載いたしました第6号議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

II. 第6号議案の詳細

1. 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（第九回買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入について

(1) 本プランの仕組み

ア. 本プランの概要

本プランは、当社に対する大規模買付行為等（下記イ.(ア)で定義されます。以下同じです。）が行われる場合に、当社取締役会が、大規模買付行為等を行おうとする者又は大規模買付行為等の提案を行う者（併せて、以下「大規模買付者」といいます。）に対して、大規模買付者及び大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、特別委員会（下記オ.をご参照下さい。）による勧告を最大限尊重して、当該大規模買付行為等について評価・検討し、大規模買付者との買付条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。その具体的な内容は以下の通りです。

イ. 本プランに係る手続

(ア)本プランの対象となる当社に対する大規模買付行為等

下記①、②又は③の何れかに該当する買付行為（併せて、以下「大規模買付行為等」といいます。）が本プランの対象となります。但し、事前に当社取締役会が同意し、かつ公表したものを除きます。

- ① 当社が発行する株券等(注1)について、保有者(注2)及びその共同保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付け等(注5)
- ② 当社が発行する株券等(注6)について、公開買付け(注7)後の公開買付者の株券等の株券等所有割合(注8)及びその特別関係者(注9)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社が発行する株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者若しくは特別関係者（以下、本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当

社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注10）を樹立する行為（注11）であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。以下同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される買付け等をいいます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。以下本②において同じです。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じです。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。以下同じです。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。以下同じです。
- (注10) 「当該株券等取得者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が存するか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社が発行する株券等に関する実質的な利害関係等や、当該株券等取得者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとしします。

(注11) ③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の判断を尊重し合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(イ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為等に先立ち、まず、①大規模買付者の氏名又は名称、及び住所又は所在地、②設立準拠法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤大規模買付行為等の概要、並びに⑥本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を日本語で明示した書面(以下「意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。

次に、当社取締役会は、上記①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10日以内(初日不算入)に、当該大規模買付者に対して、大規模買付行為等に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)として当社への提出を求める事項について記載した書面(以下「本必要情報リスト」といいます。)を交付し、当該大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為等に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に日本語で記載した書面で提供して頂きます。また、大規模買付者が本必要情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当該情報を提供することができない理由を具体的に示して頂きます。

本必要情報リストには原則として以下の事項が含まれますが、本必要情報の具体的内容は、当社取締役会が、必要に応じてフィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言を得た上で、大規模買付者の属性、大規模買付行為等の内容等に照らして合理的に決定します。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合理員その他の構成員を含みます。)の詳細(大規模買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

- ② 大規模買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去6ヶ月間において大規模買付者が行った当社の発行する全ての有価証券に係る全ての取引の状況(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。)並びに当社の発行する全ての有価証券に関して大規模買付者が締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。)
- ③ 大規模買付行為等の目的、方法及び内容(大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為等の完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。)
- ④ 第三者との間の大規模買付行為等に関する意思連絡(当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。)の有無、並びに意思連絡が存在する場合にはその具体的な態様及び内容
- ⑤ 当社株券等の大規模買付行為等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等)及び買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社及び当社グループとの関係について、大規模買付行為等の完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑧ 大規模買付者以外の当社の他の株主の皆様との間の利害相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他大規模買付行為等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要であると考えられる情報

大規模買付者から提供された大規模買付行為等に関する情報が、株主の皆様又は当社取締役会若しくは特別委員会が当該大規模買付行為等を評価・検討するための情報として十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、

大規模買付者に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、本必要情報として十分な情報が大規模買付者から提供されたと判断する場合には、速やかにその旨の通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)を大規模買付者に対して行います。当社取締役会は、当該判断について特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重して、情報提供完了通知を行うものとします。

なお、意向表明書の提出があった事実、当社取締役会に提供された大規模買付行為等に関する情報その他の大規模買付行為等に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるもの、及び当社が情報提供完了通知を行った事実につきましては速やかに情報開示いたします。

(ウ)当社取締役会による大規模買付行為等に関する情報の評価・検討等

上記(イ)に基づき大規模買付者による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為等に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、大規模買付行為等の内容に応じて、下記a.又はb.による評価期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)を設定します。

- a. 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の大規模買付行為等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長60日間(初日不算入)
- b. a. 以外の大規模買付行為等の場合には、情報提供完了通知発送日から最長90日間(初日不算入)

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を決定します。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置

発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について株主及び投資家の皆様に開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合(取締役会評価期間内に特別委員会が取締役会に対し下記(エ)に掲げる勧告を行うに至らない場合等)は、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、最長30日間取締役会評価期間を延長できるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間を延長する場合は、延長する日数及び延長の理由を速やかに情報開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間中(株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と下記(オ)に定義する株主検討期間中)は、大規模買付行為等を開始することができないものとします。

(エ)特別委員会による勧告の手続

特別委員会は、大規模買付者が現れた場合には、以下の通り当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は当該勧告を行うに際し、当社の費用で、外部専門家による助言を得ることができるものとします。特別委員会が当社取締役会に対して下記①又は②に従った勧告を行った場合その他特別委員会が適切と判断する場合には、当社は、当該勧告の事実とその概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

① 本対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守するときでも、大規模買付者による大規模買付行為等が下記ウ.に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置を発動することを勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の発動を勧告した後も、以下の何れかの事由に該当すると判断した場合には、本対抗措置により割り当てられた新株予約権の行使期間開始日の前日までの間は、本対抗措置の発動を中止し、又は新株予約権を無償で取得する旨の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後に大規模買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為等が下記ウ. に定める要件の何れにも該当しなくなった場合

② 本対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守し、かつ大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、大規模買付者による大規模買付行為等が下記ウ. に定める要件の何れにも該当しないと判断する場合には、当社取締役会に対して、本対抗措置の不発動を勧告します。

但し、特別委員会は、一旦本対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は、大規模買付者による大規模買付行為等が下記ウ. に定める要件の何れかに該当する場合若しくは該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、本対抗措置の発動の新たな勧告を含む判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(オ) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会の上記(エ)の勧告を最大限尊重して、本対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

大規模買付者は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行うまでの間、大規模買付行為等を開始することができないものとします。

当社取締役会は、当社取締役会が本対抗措置の発動又は不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、特別委員会が本対抗措置を発動すべきとの勧告を行い、かつその必要性・相当性について株主の意思を確認することが適切と

判断し、発動の決議について株主意思確認総会（注12）の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分に検討頂くための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主意思確認総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、直ちに、株主検討期間へ移行することとします。当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、適時・適切にその旨を開示します。株主意思確認総会において本対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従うものとします。当該株主意思確認総会において本対抗措置を発動することを否決する決議がなされた場合には、当社取締役会は本対抗措置を発動しません。当該株主意思確認総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示します。

（注12） 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて、「株主意思確認総会」と記載しております。

ウ. 本対抗措置の発動の要件

大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守するときでも、当社は、大規模買付者による大規模買付行為等が下記の何れかに該当する場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる場合には、上記イ.(オ)に記載される当社取締役会の決議により、本対抗措置を発動することを予定しております。なお、上記イ.(エ)に記載した通り、下記の要件に該当するか否かについては、必ず特別委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

(a) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業

価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に著しく反する大規模買付行為等である場合

- ① 株券等を買ひ占め、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)等株主の皆様にご株式の売却を事実上強要する大規模買付行為等である場合
- (c) 大規模買付行為等の条件(対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実現可能性、大規模買付行為等の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に著しく反する大規模買付行為等である場合

エ. 本対抗措置の内容

本プランに基づき、新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権の無償割当ての概要は別紙3の通りです。

オ. 特別委員会の設置

当社は、本プランの導入に当たり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本対抗措置の発動等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として、特別委員会を設置します。なお、特別委員会の概要につきましては、別紙1記載の本プランに関するガイドラインの概要をご参照下さい。

また、本プラン導入当初の特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い当社監査役3名(そのうち社外監査役2名)および社外取締役1名から構成されます(本プラン導入当初の特別委員会の委員の略歴は別紙2の通りです。)。なお、当社は、このうち森川和彦氏および石橋三千男氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

実際に大規模買付行為等がなされる場合には、上記イ.(エ)に記載した通り、特別委員会が、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を損なうか否か等を評価・検討の上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

カ. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、本定時株主総会において承認された場合における本定時株主総会の終結の時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議の趣旨に反しない場合(本プランに関する法令、有価証券上場規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。)には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び(修正又は変更の場合には)修正、変更の内容その他の事項について、速やかに情報開示いたします。

(2) 本プランによる株主及び投資家の皆様への影響等

ア. 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

イ. 本対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

新株予約権の無償割当てに際しては、当社取締役会が定める一定の日(以下「本基準日」といいます。)における株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき2個の割合で、新株予約権が無償にて割り当てられます。

この場合において、当社は、原則として、当社取締役会の決定により、下記ウ.において詳述する手続に従って、①特定大量保有者(注13)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者(注14)、④特定大量買付者の特別関係者、⑤これら①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、及び⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者(注15)(併せて、以下「非適格者」といいます。)以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、この場合には、保有する当社株式1株当たりの経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値及び議決権比率の希釈化は生じません。

一方、株主の皆様が、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出した上、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ場合には、新株予約権1個当たり1株の当社株式が発行されることとなります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他下記ウ.において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式の経済的価値及び議決権比率が

希釈化されることがあります。

なお、当社は、本基準日以降であっても、新株予約権を無償で取得し、又は新株予約権の無償割当てを中止する場合があります。この場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

また、新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の有する当社株式に係る経済的価値及び議決権比率に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆様の有する当社株式の経済的価値及び議決権比率に対して直接具体的な影響が生じることはありません。

(注13) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注14) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。以下同じです。

(注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

ウ、本対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

無償にて割り当てられた新株予約権に関し、当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するか、又は、新株予約権の行使をお願いするかという点については、当社取締役会が本対抗措置の発動時に決定した上で速やかに情報開示いたします。

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、1個の新株予約権につき1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

その他、非適格者からの新株予約権の取得、その他の取得に関する事項については、発行された新株予約権の定めに従った措置を講じることがあります。

また、当社は、新株予約権の行使をお願いする場合、本基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書(行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権の目的である当社株式1株当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

上記のほか、新株予約権の割当ての方法、当社による取得の方法及び行使の方法の詳細につきましては、新株予約権の割当てに関する決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

(3) 本プランの合理性

ア. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」や経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2021年6月11日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

イ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として導入されます。具体的には、当社は、当社定款第18条の定めに基づき本プランを導入し、当社定款第12条の定めに基づき本プランの対抗措置に用いるための新株予約権の無償割当て(決定権限の当社取締役会への委任に関する議案)について本定時株主総会に付議します。

また、上記(1)カ.に記載した通り、本プランには、有効期間を本定時株主総会において承認された場合における本定時株主総会の終結の時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって本プランを廃止することが可能となっております。その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

さらに、上記(1)イ.(オ)に記載した通り、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについての株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされており、この場合に

は本プランに基づく対抗措置の発動に関しても、株主の皆様のご直接の意思に依拠することとなります。

ウ. 独立性の高い特別委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な評価・検討を行う機関として特別委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付者が現れた場合には、上記(1)イ.(エ)に記載した通り、特別委員会が、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なうか否か等を評価・検討の上で当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、当社の特別委員会は、当社経営陣からの独立性が高い監査役3名(そのうち社外監査役2名)および社外取締役1名で構成される予定です(当初の特別委員会の委員は別紙2をご参照下さい)。なお、当社は、森川和彦氏および石橋三千男氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

エ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記(1)ウ.に記載した通り、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ. 外部専門家の意見の取得

上記(1)イ.(エ)に記載した通り、大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を得ることが出来るものとしておりま

す。これにより、特別委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(1)カ.に記載した通り、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなおその発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

2. 本プランの対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限の取締役会への委任について

当社定款第12条の定めに基づき、上記1.の本プランに従って対抗措置としての新株予約権の無償割当てをする決定権限について、取締役会に委任いたしたく存じます。

本プランに関するガイドラインの概要

本プランに関するガイドラインは、本対抗措置についての取締役会決議に関して、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下の通りであります。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、取締役会はその決議に基づいて、監査役、社外監査役、社外取締役、外部の(顧問ではない。)弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者から、特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による勧告

特別委員会は、本プランに定められた手続の進行、本対抗措置の実施及び中止等について、取締役会の諮問に応じて勧告するものとする。取締役会は、かかる勧告を最大限尊重するものとする。

3. 特別委員会による検討

- (1) 特別委員会は、取締役会に対して、本対抗措置の実施に関する勧告を行うに当たり、大規模買付者が本プランに定められた手続を遵守したと判断する場合には、下記の要件の何れかに該当するか否か又は該当すると客観的かつ合理的に疑われるか否かを判断基準とするものとする。

記

- (a) 以下に掲げる行為その他これに類似する行為を目的とした、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益に著しく反する大規模買付行為等である場合

- ① 株券等を買占め、当該株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいう。)等株主の皆様は株式の売却を事実上強要する大規模買付行為等である場合
- (c) 大規模買付行為等の条件(対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実現可能性、大規模買付行為等の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な大規模買付行為等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の当社の利害関係者との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に著しく反する大規模買付行為等である場合
- (2) 特別委員会は上記2.に記載した勧告を行うに際し、当社の費用で、外部専門家による助言を得ることができるものとする。

4. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。但し、傷病その他やむを得ない事由により出席できない委員が存する場合には、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

5. 変更

本ガイドラインの変更は特別委員会の決議により行うものとする。

以 上

特別委員会の委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

江草 善行（えぐさ よしゆき）

【略歴】

1981年4月	当社に入社
1995年5月	当社神戸営業所所長
2002年3月	当社東海製造部総務課長代理
2004年8月	当社総務人事部総務課長
2014年8月	当社総務人事部次長兼総務課長
2018年8月	当社総務人事部シニアマネージャー（人事担当）
2020年6月	当社常勤監査役（現在に至る）

三輪 洋二（みわ ようじ）

【略歴】

2003年7月	三次税務署長
2005年7月	廿日市税務署長
2006年7月	広島国税局調査査察部査察管理課長
2007年7月	広島国税局調査査察部調査管理課長
2008年7月	広島国税局調査査察部次長
2009年7月	広島国税局調査査察部長
2010年7月	株式会社TM総合企画代表取締役（現在に至る）
2010年8月	税理士登録（現在に至る）
2010年8月	税理士事務所開設（現在に至る）
2010年8月	住吉工業株式会社監査役（非常勤）（現在に至る）
2011年1月	住吉運輸株式会社監査役（非常勤）（現在に至る）
2012年6月	当社社外監査役（現在に至る）
2021年6月	内外工業株式会社監査役（非常勤）（現在に至る）

森川 和彦（もりかわ かずひこ）

【略歴】

1989年4月 弁護士登録（現在に至る）
2002年7月 白島綜合法律事務所所長（現在に至る）
2003年4月 広島弁護士会副会長
2007年4月 中国地方弁護士会連合会民暴委員会委員長
2014年1月 広島信用金庫員外監事（非常勤）（現在に至る）
2014年4月 公益財団法人暴力追放広島県民会議代表理事
2015年6月 当社社外監査役（現在に至る）
2017年4月 一般財団法人緑風会会長（現在に至る）

石橋 三千男（いしばし みちお）

【略歴】

1980年3月 公認会計士登録（現在に至る）
1980年6月 税理士登録（現在に至る）
1986年11月 有限会社経理部長（現 有限会社F I S経営研究所）代表取締役（現在に至る）
1992年2月 清友監査法人代表社員
2010年6月 日本公認会計士協会中国会会長
2011年5月 株式会社ひろしまイノベーション推進機構社外取締役（現在に至る）
2016年6月 当社社外取締役（現在に至る）
2017年5月 マックスバリュ西日本㈱社外監査役
2022年3月 株式会社フジ社外取締役（現在に至る）

なお、当社は、森川和彦氏および石橋三千男氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の名称

第九回A新株予約権

2. 新株予約権の割当総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済普通株式総数(但し、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。)の2倍に相当する数と同数とする。

3. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき2個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

4. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
- (2) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。但し、対象株式数は以下の(a)及び(b)に従い調整される。
 - (a) 割当後に、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、対象株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \frac{\text{調整前対象株式数}}{\text{株式数}} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式数}}$$

- (b) 上記(a)に定めるほか、合併、会社分割等により対象株式数の調整を必要とする場合には、合併、会社分割等の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に定義される意味を有し、共同保有者の株券等保有割合を含めて算出される。以下同様とする。)、又は、株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に基づき、株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同様とする。)の買付け等(同項に定義される。以下同様とする。)を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合を合計したものを意味する。以下同様とする。)が20%以上となる者(以下「特定大量保有者」という。)が現れたことを当社取締役会が認識し、公表した日から10日間が経過したとき、又は公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者(以下「特定大量買付者」という。特定大量保有者と併せて、以下「特定株式保有者」という。)が公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したときに限り、新株予約権を行使することができる。

但し、当社は、企業価値の最大化の観点から必要があると認める場合には、取締役会の決議をもって、予め公表することにより上記「20%」の割合を引き上げることができる。

また、以下の各号に定める者は、特定株式保有者、並びに、共同保有者及び特別関係者に該当しないものとする。

- ① 当社
- ② 当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)
- ③ 当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)
- ④ 当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ特定株式保有者となった後10日以内にその保有する株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される意味を有する。以下同様とする。)を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者
- ⑤ 自己株式の取得等当社側の事情により、その意思によることなく特定株式保有者となった者(但し、当社の株券等をその後新たに取得してなお特定株式保有者に該当する場合を除く。)
- ⑥ その者が当社の株券等を取得し、保有することにより当社の企業価値が最大化されると当社取締役会が決議する者

なお、本(1)及び下記(3)において、共同保有者とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される意味を有し(同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、特別関係者とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される意味を有するものとする。

- (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、以下の各号に定める者(以下、本別紙において「非適格者」という。)は新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 特定大量保有者
 - ② 特定大量保有者の共同保有者
 - ③ 特定大量買付者
 - ④ 特定大量買付者の特別関係者
 - ⑤ 上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
 - ⑥ 上記①から⑤までに該当する者を実質的に支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、

又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される意味を有する。))をいう。)

9. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、上記8.(1)に定める行使条件が成就した場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権のうち非適格者が保有する新株予約権を除いた新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5.(2)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (2) 上記(1)に基づき当社により取得されなかった新株予約権のうち、非適格者以外の者へ譲渡された新株予約権については、当社は、取締役会決議により定めた日において、当該新株予約権を取得することができる。この場合には、当社は、新株予約権を取得するのと引換えに、当該新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個当たり当社普通株式1株を交付する。この場合において、当社がかかる交付に先立ち効力が発生する株式分割又は株式併合を行うときは、上記5.(2)(a)に定める対象株式数の調整の規定を準用する。
- (3) 上記(1)及び(2)に拘わらず、当社は、上記8.(1)に定める行使条件が成就するまでの間において、次の事由に該当する場合には、取締役会決議により定めた日において、新株予約権の全部を無償で取得する。
 - ア. 取締役会が当社の企業価値を最大化するために必要であると認めた場合
 - イ. 株主提案により選任される取締役の数が在任取締役の過半数となった場合
 - ウ. 上記ア.及びイ.のほか、取締役会が新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断した場合

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

12. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5.(2)に準じて決定する。

(3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき1円とする。

(4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上記7.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の何れか遅い日から、上記7.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上記8.に準じて決定する。

- (6) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
上記9. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記13. に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備金の額は、前項に記載した資本金等増加限度額から前項に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

14. 法令改正等による修正

新株予約権の発行後、法令改正等により、上記各項に定める条項及び用語の意義に修正を加える必要が生じた場合においては、当社は、その取締役会決議に基づいて、当該改正等の趣旨・状況等を考慮の上で、上記各項に定める条項及び用語の意義を合理的な範囲内で修正することができるものとする。

以上